○北海道開発局告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十四日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十八号
(三) 占用を制限する区域　北海道上川郡新得町字新内国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署東大雪支署二〇五一林班い小班地内
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年八月十四日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十四日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十八号
(三) 占用を制限する区域　北海道上川郡清水町字清水五〇番四から同町字清水七八三番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年八月十四日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十四日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十八号
(三) 占用を制限する区域　北海道上川郡清水町字清水一七番二から同町字羽帯二五二番六地先まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年八月十四日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十四日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百四十二号
(三) 占用を制限する区域　北海道足寄郡足寄町下愛冠四丁目二〇番二から同町北六条一丁目一四番まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年八月十四日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十四日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十六号
(三) 占用を制限する区域　北海道広尾郡広尾町字ピタタヌンケ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四〇林班か小班から同町字ピタタヌンケ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四二林班ろ小班まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年八月十四日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部